

令和 2 年度

里庄町一般会計・特別会計・公営企業会計
歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

里庄町監査委員

里 監 査 第 1 2 号
令和 3 年 8 月 18 日

里 庄 町 長 加 藤 泰 久 様

里庄町監査委員 平野次郎 

里庄町監査委員 平野敏弘 

令和 2 年度 里庄町各会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和2年度里庄町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況並びに水道及び公共下水道事業会計歳入歳出決算について、関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は別紙のとおりである。

記

第 1 審査の概要

1 審査対象

- (1) 令和2年度里庄町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和2年度里庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和2年度里庄町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和2年度里庄町育英奨学資金給与特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和2年度里庄町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和2年度里庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和2年度里庄町営墓地特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和2年度里庄町水道事業会計歳入歳出決算
- (9) 令和2年度里庄町公共下水道事業会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和3年8月6日（金）

3 審査の方法

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、それぞれが関係法令に準拠して調製されているか、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿、証拠書類との照合等審査手続きを実施した。

第2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証拠書類を審査した結果、誤りのないものと認められた。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われているものと認められた。

審査の結果、意見は別紙のとおりである。

審査結果、意見

はじめに、一般会計についてです。

令和2年度における一般会計決算は、歳入総額 6,622,678,802円、歳出総額 6,331,883,401円、差引残高 290,795,401円となっており、このうち翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額 53,654,000円で実質収支額は、237,141,401円となりました。新型コロナウイルス感染症対応及び災害情報伝達システム整備事業等により、前年度と比較して、歳入は1,918,552千円（40.8%）の増、歳出は1,919,829千円（43.5%）の増となりました。

歳入では、町税の収入済額が1,495,883千円で35,736千円の減となりました。

各税目別に見ると町税は、法人町民税が44,334千円（対前年比20.3%）の減、個人町民税が15,964千円（対前年比3.2%）の増、固定資産税は8,814千円（対前年比1.3%）の減となりました。

市町村税整理組合及び岡山県滞納整理推進機構との連携並びに担当課の努力もあり、町税全体での収納率は98.1%で、対前年比0.6%の減となっていますが、今後も滞納者に対しては、法的措置を講じるなど不公平を生じない対応を続けて欲しい。また、不納欠損処理にあたっては、住民の納税意欲を阻害することのないよう、慎重に行うよう望みたい。

地方交付税は、普通交付税が基準財政需要額の増加等により53,422千円（対前年比5.4%）の増、特別交付税は7,306千円（対前年比6.8%）の減となり、全体では46,116千円（対前年比4.2%）の増となりました。

国庫支出金は、特別定額給付金給付事業費補助金の皆増等により、全体では1,422,858千円（対前年比273.6%）の増となりました。

県支出金は、岡山県安心こども基金補助金の皆減や子ども・子育て支援整備交付金の皆増等により、全体では7,626千円（対前年比2.1%）の減となりました。

繰入金は、財政調整基金繰入金が89,175千円の皆増となり、全体では86,579千円（対前年比60.3%）の増となり、各基金から合計230,195千円繰り入れています。これは歳入全体の3.5%を占めています。

地方債は、緊急防災・減災事業債が232,100千円（対前年比607.6%）

の増となり、全体では349,207千円（対前年比130.5%）の増となりました。

歳出の主なものについて、人件費は、会計年度任用職員（1号・2号）の報酬・給与等の皆増により、全体では127,965千円（対前年比20.0%）の増となりました。

扶助費は、小児医療費が10,317千円（対前年比18.2%）減少したが、子育て世帯への臨時特例給付金 15,770千円の皆増等により、全体では7,696千円（対前年比0.8%）の増となりました。

物件費は、賃金が皆減したが、ふるさと納税返礼事務委託料の増額やGIGA スクール構想タブレット端末購入費 80,835千円が皆増となり、全体では27,199千円（対前年比3.7%）の増となりました。

補助費等は、新型コロナウイルス感染症対応として実施したプレミアム商品券償還金 79,670千円や特別定額給付金 1,115,400千円の皆増等により、全体では1,286,592千円（対前年比157.8%）の増となりました。

普通建設事業費は、災害情報伝達システム等敷設工事費（270,325千円）の皆増等により、全体では310,147千円（対前年比120.4%）の増となりました。

繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金が81,378千円（対前年比1,963千円の増）、介護保険特別会計への繰出金が176,054千円（対前年比19,734千円の増）、後期高齢者医療特別会計への繰出金が40,457千円（対前年比2,318千円の増）であり、全体では417,083千円（対前年28,386千円、7.3%の増）となりました。

また、積立金は、開発基金積立金が77,156千円（対前年比189.1%）の増、教育施設整備改修基金積立金 50,000千円が皆増となり、全体では123,537千円（対前年比71.2%）の増となりました。

その結果、基金残高の状況は、財政調整基金が38,931千円の増、開発基金が13,748千円の増、減債基金が20,000千円の減、文化振興基金が9,000千円の減、教育施設整備改修基金が42,200千円の増、森林環境贈与税基金が906千円の増となり、全体で年度末現在高は2,322,104千円で、前年度より66,785千円の増となりました。

最近の基金全体の年度中増減高の推移を見ていきますと、平成28年度

は対前年383,380千円の減、平成29年度は対前年23,302千円の減、平成30年度は対前年59,758千円の減、令和元年度は対前年比29,827千円の増、令和2年度は対前年比66,785千円の増であるが、これらの基金は貴重な財源であり、今後の財政負担に対応すべく、有効かつ適切な運用が望まれます。

財政運営の状況を判断する各種指標をみますと、財政の弾力性を示す経常収支比率は85.2%（前年度88.9%）であり、また、実質的な公債費による負担の程度を示す実質公債費比率は7.6%（前年度7.6%）で、前年度と同値になっていますが、今後も扶助費などの義務的経費の増加は避けられないものと思われ、財政の硬直化が懸念される所であり、また消費的経費の削減により、財源を捻出するとともに、財産の利活用や事業の取捨選択により効率的な財政運営を図る必要があります。

次に、各々の特別会計についてです。

国民健康保険特別会計が、歳入総額 1,032,280,707円、歳出総額 994,776,180円、差引残高 37,504,527円（前年度 31,013,661円）となりました。

歳入では、保険税の収入済額が182,853千円で、被保険者総数の減少等により、7,917千円（対前年比4.2%）の減となり、歳出では、保険給付費は708,372千円で前年度に比べ33,945千円（対前年比4.6%）の減となりました。

なお、被保険者一人あたりの総医療費は395,419円（前年度407,567円）となりました。

また、平成30年度から国民健康保険制度が都道府県化されたことに伴い創設された国民健康保険事業費納付金は、医療給付費分 145,450千円、後期高齢者支援金分 56,966千円、介護納付金分 15,602千円で、全体では218,018千円となりました。

国民健康保険の被保険者は、高齢者の占める割合が高いため医療費が高く、一方で保険税負担額が低いという構造的な課題を抱えています。

財政安定化のためには、収入の確保のみならず、支出である医療費の抑制を図ることが必要です。引き続き、被保険者の健康保持増進及び医療費の適正化に取り組まれます。

介護老人保健施設特別会計が、歳入総額 47,565,506円、歳出総額 44,714,280円、差引残高 2,851,226円(前年度8,289,006円)となりました。

歳入では、指定管理者からの令和2年度指定管理基準納入額 10,000千円及び令和元年度指定管理追加納入額 29,257千円を歳入しています。

歳出では、介護老人保健施設事業財政調整基金積立金 24,615千円、工事請負費 15,150千円及び備品購入費 4,780千円が主なものとなっています。

令和2年度末の財政調整基金積立金の残高は701,813,580円となっています。

なお、指定管理者制度による管理に移行しており、民間事業者ならではの効率のよい運営に努めるとともに、利用者の立場に立ったサービスの向上に期待します。

育英奨学資金給与特別会計は、歳入総額 249,399円、歳出総額 0円、差引残高 249,399円(前年度249,397円)です。

平成24年度以降、育英奨学生の募集は行われておらず、令和2年度の支出はありません。

介護保険特別会計が、歳入総額 1,152,934,900円、歳出総額 1,140,665,208円、差引残高 12,269,692円(前年度14,640,307円)となりました。

歳入では、保険料の収入済額が211,218千円で前年度に比べ3,814千円(対前年比1.8%)の減となっています。歳出では、保険給付費が1,054,425千円で前年度に比べ61,877千円(対前年比6.2%)の増となっていますが、本町においては、介護予防事業等に取り組んできた結果、介護保険料の抑制に繋がっています。今後も保険給付費などの支出の増加と事業全体の収支を見極めながら、介護保険事業が効果的かつ効率的に運営されることを期待します。

後期高齢者医療特別会計が、歳入総額 170,689,535円、歳出総額 170,417,235円、差引残高 272,300円(前年度910,094円)となりました。

歳入では、保険料の収入済額が129,035千円、一般会計からの繰入金

40,457千円の合計 169,492千円で歳入総額の99.3%を占めています。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金 161,056千円が主なもので、全体の94.5%を占めています。

今後、より一層高齢化が進行する中で、町民の健康に対する意識を高め、将来の医療費の抑制を図る必要があります。

町営墓地特別会計が、歳入総額 5,213,680円、歳出総額 2,921,776円、差引残高 2,291,904円となりました。

歳入では、町営墓地使用料が1,980千円、町営墓地管理料が2,130千円、一般会計からの繰入金が220千円、前年度繰越金 884千円である。

歳出では、維持管理委託料が369千円、一般会計への繰出金が1,980千円である。

引き続き、墓所の使用者募集を行い、適切な運用が維持できるよう努めることが望まれます。

次に、公営企業会計についてです。

水道事業会計は、前年度に比べ年間配水量が約24千 m^3 減少、有収水量は約26千 m^3 減少し、有収率は99.6%で、前年度に比べ約0.2%減少しています。

経営成績では、総収益 258,576千円、総費用 230,023千円で当年度純利益は、28,553千円（前年度純利益32,584千円）です。

単位あたりで見ますと、新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金減免額の一般会計繰入金を含めた場合、供給単価 168円64銭、給水原価 151円48銭で、回収率は111.3%、1 m^3 あたりの利益は17円16銭（前年度21円73銭）となっています。

建設改良事業としては、下水道工事に関連した配水管布設替工事（本村・殿迫・高岡）、平井配水池送水管布設替工事が行われました。

経営指標では、施設更新等による固定資産の増加によって効率性がやや低下傾向です。しかし、施設更新等は重要であり内部留保資金を考慮しながら進める必要があります。今後も持続的経営に努力されたい。

公共下水道事業会計は、新たに供用開始した面積は3ヘクタールで処

理区域面積は317ヘクタールである。水洗化率は2.9%増加して74.1%となっています。里庄処理区と里庄北処理区を合計した年間有収水量は、522.4千 m^3 で約7.6%増加しています。住宅団地造成による家屋の増加の影響もあり、汚水量、使用料収入とも順調に増加しています。また、里庄処理区の有収率は2.0%減少して100.3%となっています。

経営成績では、総収益 390,758千円、総費用 308,160千円で当年度純利益は82,598千円である。使用料収入は78,757千円（前年度73,167千円）で約7.6%の増加となっています。

本年度の建設改良事業は、里見地区第1汚水幹線・枝線工事（前年度繰越分）、水道管移設補償、里庄第1・第5汚水幹線流量計監視システムの更新、笠岡・浅口市への建設負担金等が主なものです。

一般会計繰入金は、4条会計を含めた総額は260,520千円で、3条会計では、公費負担とされる一般会計負担金が142,222千円、一般会計補助金が95,949千円となっています。

今後も経営推移を注視し、一般会計補助金の増加を抑制する努力が必要であるとともに、将来の計画について、状況を見据えながら慎重に進めるべきです。

以上、審査に付された一般会計及び各特別会計決算書は、その計算に誤りはなく、会計帳簿、関係証書類も整備され、会計経理は適正であると認められます。

また、基金の状況については、出納簿等により審査した結果、良好に管理されているものと認められます。

そして、水道及び公共下水道事業会計については、その計算に誤りはなく、会計帳簿、関係証書類も整備され、会計経理は適正であると認められます。

本町が今後とも様々な行政課題に対応していくためには、健全な財政運営の確立が必要です。そのためには、まずは、安定した財源の確保が必要となります。主要な自主財源である町税収入については、将来にわたり安定した財源を確保するため、定住人口の増加を促進し、企業誘致を進め、また、地域経済の活性化等を図って税源の涵養を推進していく

必要があります。

そして、歳入の確保のためには、今の収納率を維持し続けることが望まれます。

なお、不納欠損処分にあたっては、適切かつ厳正に取り扱うことが重要です。

また、健全な財政運営の確立のためには、歳入の確保と同様に歳出の見直しも必要です。

見直しにあたっては、取捨選択の観点から、個々の事業の優先順位、重要度を勘案し、効果的な財源配分を行うこと、行政サービスの質を高めることが重要です。

それから、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を賢く使う取り組みを行うことは極めて重要であり、決算結果をあらゆる角度から分析することを望みます。

今後も、歳入の根幹である町税収入は大幅な伸びを期待することは難しく、一方、社会福祉費や医療関係経費などの義務的な経費が増加していくことは避けられないと思われ、当面財政の硬直化が進行すると見込まれるなど、厳しい財政環境にあることに変わりはありません。

基金の取崩しによる繰入金についても、将来の財政計画を見越した長期的展望が必要であり、慎重な対応が求められます。

また、公共下水道事業においても、建設に多大な費用を要することから、次期計画を策定するにあたり、将来の財政を見越した計画を検討されるよう求められます。

このような状況のもと、職員一人ひとりが強い危機意識をもって職務にあたることが重要であり、基礎・基本を理解し、忠実に守った上で、創意工夫を凝らした質の高い行政財政運営に取り組まれることを期待します。

そして、まちづくりの将来像として定めた「子どもの元気な声が響きみんなの笑顔があふれるまち」を目指して努められたい。